

雨降らば降り・風吹かば吹け

10月号

◎人間の尊厳を守るために

不退転の闘いを構築しよう

◎差別糾弾闘争を基軸にし

部落の完全解放を勝ち取ろう

けい

きよう



頒布 200 円 (送料込み)

部落解放愛する会茨城県連合会茨城版

発行 部落解放愛する会茨城県連合会

〒 304-0001 茨城県下妻市平方 318 番地

TEL 0296-30-0700 FAX 30-0701

ai-jinken@themis.ocn.ne.jp

第 211 号 (毎月 1 回 15 日発行)

「前号からの続き」

公益財団法人・人権教育啓発推進センターを糾弾する
 Ⅱ 社会的身分(地位)に対する差別接遇は許されない第二弾Ⅱ
 (無視Ⅱ卑劣Ⅱ差別) 気づいていない? 一番恐い無関心

『また、当該の人権啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」は、発行以来、数十万冊規模の販売実績があり、非常に多くの読者にお目通しいただいておりますが、「差別されてはならない」という表現に関する指摘は、実質的に貴団体以外からは寄せられておりません。

しかしながら、当該の「差別されてはならない」という表現は誤解を招く表現であるため、リーフレット「人権について知りましょう」の表現に合わせて変更することにしました。』

この回答は、質問のひとつずつに答えることなく、まとめて抽象的な回答をしているだけにすぎず、到底納得することなど出来るはずがありません。

そこで、当然、納得できる回答が得られるまで質問を続けてまいります。(公財)人権教育啓発推進センターからの回答の表紙には、「本回答について疑義のある

場合は、文書にてご連絡願います。」と

書いてあったことから、文書にて疑義に関して質問をすれば、文書で回答が返ってくるものであると思い質問をしているわけですが、未だに一向に回答はありません。無視という最も卑劣な行為を継続しているのです。所でこの表紙の部分には「文書でご連絡願います。」とされているだけで回答するとは書いてなかったのです。やっぱり文書は充分に読まないで、思い込みによって勘違いしてしまうことを再認識させられました。そんなことはいずれにせよ部落解放愛する会は、前回でも明らかにしています。この問題が解決するまで質問書を提出し続けます。(ま、高級国民のすることは何とも拔かりがありません、驚きです。)



さて、昨年三月に北海道旭川市で中学二年生が、自ら死を選び自死した事件が大きく報道されました。この事件に

関して、最近の新聞報道によりますと、第三者委員会が調査した結果として、最終報告書で死亡がいじめによるものと明確な因果関係を認めなかったとして、理由について十分に資料提供を受けられなかったためと釈明したとのことです。そして教育長が引責辞任することを明らかにした。とされていますが、さらに信じられないことに、クラス内での無視はいじめに当たらないとした。と断言しているのです。こんな人命軽視の連中が第三者委員会の委員として名を連ねきちんと調査もせず、いじめとの関連性を認めようとしない、保身を先に考える悪循環は、これまで幾度も繰り返されてきているのです。茨城県内においても、残念ながら何人かの子どもたちが命を亡くしていますが、同じようなことが言えます。どうして、こうなるまでに何らかの手を打つことができないのでしょうか。助けを求めたのに、旭川中学校の菅野美里担任は、

(これからデパートがあるので)と行つてしまったとのこと。さらに中山岳教頭は、(二〇人の未来と一人の未来のどちらが大切か)と、いじめた側の生徒をかばう発言をしたとも報道されているのです。さらに金子圭一校長は、(子どもは失敗する存在、そうやって成長していく、そして乗り越えなきゃいけない)と発言し、(我々は悪くない)として責任を認めないとのこと。また教育長が辞職したからと言って何になるのでしょうか。こんな人物が辞職しても死んでしまった子どもは帰ってきません。この事件にかかわっている先生や委員と言われる人たちは、自分の子どもが同じ目に遭わされたら、黙っていられるのでしょうか。こんな他人事の報告書を見て納得できるのでしょうか。一人一人に聞いてみたいものです。こういう高貴な人たちを鬼畜というのではないのでしょうか。

さて、昨年園児をバスの中に置き去りにしてしまい、熱中症で殺して

しまった事件が惹起しました。にもかかわらず、今年も同じ事件が惹起してしまいました。園児が水筒の水を全部飲みきり、裸になって死んでいたとのことです。絶対に許されることではありません。つい最近では、市営バスの中に小学生を置き去りにしてしまった事件が惹起しています。置き去りにされたのが小学生であったので、自分で窓から外に出て大事には至らなかったとのことですが、どうして、同じような事件「いじめによって命を落とす。関係者の不注意によって命を落とす。」が繰り返されるのでしょうか。静岡県牧之原市の認定こども園の理事長は、記者会見の時に、(閉園になるかもしれないと発言し、薄笑いしていました。)が、いったいこの人は、何を考えているのでしょうか。身震いするほど恐ろしさを感じます。この人物が辞任しても、亡くなった園児は戻ってこないのです。同じことが繰り返される大きな要因は、他人事として真摯に向き合わず、自分は大丈夫、間違いは起こさないと思ひ

込んでいることです。常に自分事として深く反省し検証をし、もし何らかの問題が起きた場合は、すぐに対処し解決に導く準備を常にしておくことが必要はらずです。

虐待の問題も正に同じことが言えます。いつも、担当者は責任逃れの説明ばかりしていて、決して自分の責任を認めようとしません。その関係部署に配属になった日から、専門職いゆるプロと言われるのです。スポーツ選手ならば戦力外になった時点ですぐに解雇されてしまいます。金銭をもらって働いているということは、プロ以外にないのです。従って、自身の職責をかけて日夜仕事に励んでもらわなければなりません。命にかかわる人権問題は、より積極的な取組が重要になってきます。

(公財)人権教育啓発推進センターの職員は、五年も前に指摘されて直した資料に関して、誰も知らないままであって、その時その部分のみを訂正しただけで共通理解もせず単に

担当者が勝手に訂正しただけなのです。だからこそ、今回の問題が再燃したのです。他の資料にもあるかもしれないと考え、何度も見直すことによって修正されたはずです。「職場の人権基本の「き」という啓発資料の中の文言も以前のまま訂正されず(差別されてはならない)使用されています。きちんと反省もせず検証しないということとは、いつになっても間違ったままであり正されないということなのです。「虐待されてはならない」とは、いったい誰に対して言っているの!虐待されないようにどうしろというの!まさか乳幼児に対して言っているのではないでしょうね!

「いじめられてはならない」とは、いったい誰に対して言っているの!いじめられる側が悪いの!いじめられている児童生徒にいじめている奴をやっつけろとでも言いたいのか!

なを、当センター理事長である坂元茂樹氏の「ごあいさつ」の文言にある、(人間は人間として取り扱われな

ければならないという意味」とは、前後はどうであれ、いったいどういうことなのでしょう。私は、(人間は取り扱われるものではないと考えています。)(取説ではあるまいし)※肩書きの偉いこの人の言葉は理解するのに難しすぎます。分かり易い言葉を使ってほしいものです※(私は取り扱われたくないですね!)

※水平社宣言(人間を尊敬する・・)

「指摘をきちんと受け止めない。反省することをしてない。指摘した相手によって接遇を変える。間違いを絶対に認めることなく言い訳ばかり語る。質問には答えず嫌がらせ(無視)をする。訂正するにしても、その理由は絶対に語らない。自分の非は絶対に認めない。相手を悪くする。自分の発言に責任を持たない。等々人権侵害の嵐が吹き荒れていますよ。」今回の(公財)人権教育啓発推進センターの態度(接遇)は、いじめによって生徒の命を奪った周りの関係者さらに不注意によって園児の命

を奪った周りの関係者の言動と何ら変わることがないと断言します。

さて、前置きが長くなつてしまいましたが、一向に届かない回答書に対する公開質問書を掲載します。ご意見等ありましたらお寄せください。

部解愛発016号

2022年 8月9日

公益財団法人

人権教育啓発推進センター

理事長 坂元茂樹 様

公開質問書

先に公開質問書を提出しましたが、続けて質問しますので文書で回答願います。

「差別されてはならない」という文言に

関して、茨城県人権施策推進室長の金澤室長と、人権教育室長の前原室長の両名から、私に電話で連絡があり、「この表現の仕方は、問題がある旨指摘したことに ついて、小笠原氏の回答は、内部で検討 することとであり、検討した結果を、 8月5日の午前10時頃と思われませんが、 小笠原氏が、県の金澤室長と前原室長に、 この使い方について、ご迷惑をおかけし ました。来年1月に作成するものは、こ の文言を訂正します。」と電話で回答して

きましたとのこと。これらのことから、理事長として、職員に対して、どのような接遇の指導をしているのか等、下記のことについて質問いたします。

(質問事項)

1、県庁と、教育庁の職員に対しては、「内部で検討します」と回答しているにもかかわらず、なぜ、部落解放愛する会の金子書記長には、「問題ない。さらに、国語の先生でないからわからない」という趣旨の回答をしているのか。

2、県庁と教育庁の職員に対しては、早速文言の問題性に気づき、「迷惑をかけました。来年の1月の制作物から直します。」と回答しているのに、部落解放愛する会金子書記長には、最初に問題提起をした人物であるにもかかわらず、なぜ、未だに何ひとつ連絡がないのか。

3、相手方の役職等によって、接遇が違 うのはどうしてか。

4、私は、総務課長小笠原氏に人権侵害(馬鹿にされた)を受けたと感じました。人権侵害とは、受けた側が、嫌な感情を持つ、差別されたと感じること等によって惹起するものであると考えていますが、間違いでしょうか。

5、4のことから、間違いであるとすれば、その理由を充分理解できるように説明して いただきたい。

6、8月8日午後4時頃に電話をして、電話に出た職員から、今日はリモートで仕事をしているため連絡が付かないので、明日電話をしてくださいと言われたので、8月9日午前9時30分頃に、総務課に電話をして、小笠原課長を電話口をお願いしたところ、電話に出た鈴木氏が、電話の応対は一切しないので、文書でお願いしたいとのことでありましたが、こちらからの言い分は一切聞かずして、電話を切りますと発言し、一方的に電話を切ってしまった行為は、人権を尊重する機関として許されるものなのでしょうか。説明していただきたい。

以上、前回の公開質問書とともに回答願います。

尚、これら一連の問題の件につきまして、機関紙「荊棘」にて掲載するとともに、研修資料として、作成し、多くの県民に周知してまいります。

※日本国が真に、全ての人の人権が尊重される国となるための国作りの基幹的機関である(公財)人権教育啓発推進センターの職員の接遇として、恥ずべき行為ではないの

でしょうか。

※部落解放愛する会茨城県連合会では、アイユ他資料を貴センターから購入し、日々学習しているところでありましたが、今後は、形骸化した機関が発行する資料等については、信用できないことから、購入を見送ることにします。

※一般常識として、間違いを指摘されれば真摯に受け止め、反省し、指摘をしてくれた人物に対して謝意を表すことが、人権尊重の社会を築く第一歩であると信じています。

部解愛発018号

2022年 8月24日

公益財団法人

人権教育啓発推進センター

理事長 坂元茂樹 様

再公開質問書

早速、令和4年8月15日付けにて回答書をいただきましたが、全く理解できません。本当に(公財)人権教育啓発推進センター理事長が書いた答えなのでしょうか。信じ難いです。

(質問事項)

1、2017年(たった5年前のことです)にリーフレット「人権について知りましょ

う」の増刷の際、表現を変更したことは事実であるとありますが、国の機関である人権教育啓発推進センターが、その経緯についてわからないはずがないと断言します。当時の担当者が、勝手に一人の考えで変更することなどできるはずがないと考えますが、一人の考えで変更できるものなのでしょうか。

2、文言を変更するということは、非常に大切なことであると考えますが、貴殿は大したことはないと考えているのでしょうか。

3、誰の指示も受けずに、印刷業者(社)が勝手に文言を変えて印刷するようなことはあるのでしょうか。

4、調査したものの不明ですとありますが、一体どのような調査をしたのでしょうか。

5、一般常識として、文言が変わっていることに対しては、どうしてなのかという疑問を持ち、徹底して、その疑問を解き明かすと考えていますが、貴殿はどう考えていますか。

6、人権啓発冊子の発行に当たり、万全を期するため、複数回の原稿確認に加え外部の校閲機関によるチェックを受けてお

り、「差別されてはならない」という表現について、問題ないものと認識している

とありますが、万全を期するのは当然のことであるが、何万人の人が確認しようが、何万回読もうが、間違いは間違いであつて、人数や回数は関係ないと断言します。

再度、この冊子に関わった人たちに確認してみてもどうですか。自信があるならば、(例)「セクハラされてはならない。パ

ワハラされてはならない。障がいを理由として差別されてはならない。高齢者だからといって差別されてはならない。虐

待されてはならない。いじめられてはならない。外国人ということで差別されてはならない。」等と表現しますか。私は、

正にすべてが差別されてはならないと同じ表現であると確信しています。貴殿はどう考えますか。

7、どれだけの有識者が確認しているのかわかりませんが、問題ないのであれば、三つ折りパンフレットの文言を変える必要がなかったのではないですか。なぜ変えたのですか。

8、国語の先生でないのだから、と発言したのは、小笠原総務課長でありま

えさいとお願いしているだけです。よろしくお願いします。

9、「差別されてはならない」に関して、愛する会以外から指摘されていないとありますが、だから、愛する会の言っていることは間違いだと断言しているのですね。この文言が間違いであることに気づかない人たちの認識が間違っていると断言します。間違っていることに関して多数が何も言わなければ、それで正しいことになると考えているようですが、とんでもない間違いであると断言します。貴殿はどう考えますか。

10、愛する会だけが指摘している訳ではありませんよ。茨城県の人権施策推進室長、人権教育室長も、私に指摘されて、確かにこの表現は間違っていると言っていますよ。そして、両室長も小笠原課長に指摘していますが、何も指摘しない人たちは、きちんと読まない。あるいは、読むことさえしてないと断言します。なお、茨城県内の数人の人権担当者は、国の発行している冊子だから、文言に間違いはないと思い込んでいました。まさに、すり込まれている、すり込み現象であると言えます。(続く)

【訂正】九月号四ページの上から二段目後から九行目の二年は五年です。訂正願います。